

# 福生市高齢者福祉計画

## 介護保険事業計画(第8期)

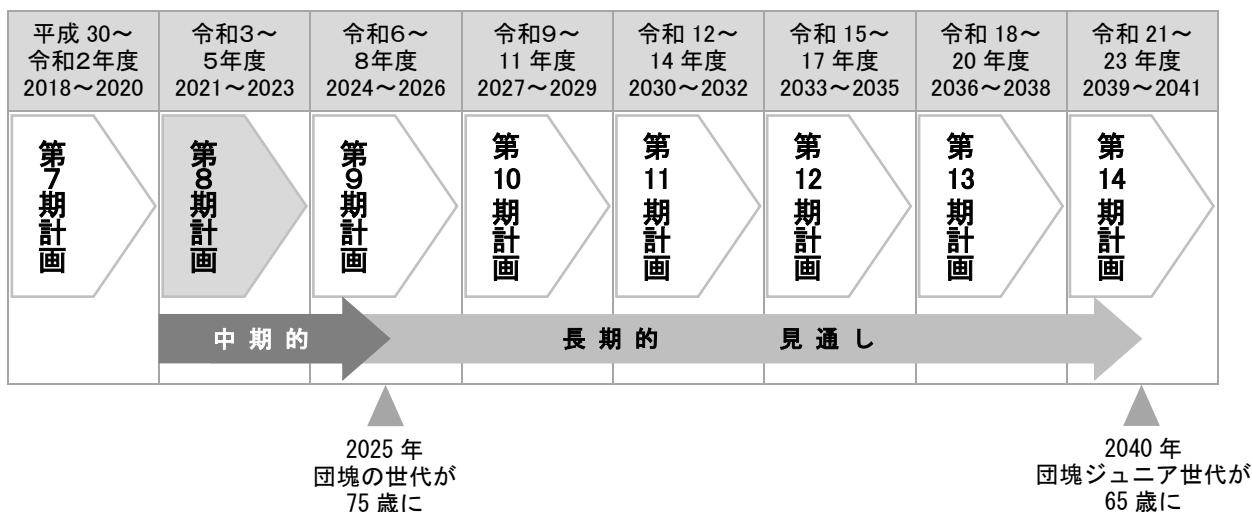
### 1 計画の目的と位置付け

本計画の高齢者福祉計画は老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に位置付けられ、介護保険事業計画は介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられます。高齢者福祉計画には、介護保険事業計画が内包され、両計画は一体的な計画として策定しています。

- ◇『福生市総合計画（第5期）』の主要計画として策定します。
- ◇そのほか、『地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇この計画は、団塊の世代が75歳となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22（2040）年のサービス水準や給付費、保険料水準を見据え、中長期的な視点に立ち施策の方向性を定めるものです。

### 2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とし、令和5（2023）年度において見直しを行うことを予定しています。



### 3 計画の基本理念



#### 基本理念

住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活するために  
～地域包括ケアシステムの推進～

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊ジュニア世代が65歳となる令和22年（2040年）を見据えて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等とあわせて、包括的な支援体制の構築等を一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を目指しています。

一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保する上でも、地域包括ケアシステムの推進が求められます。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）では、地域包括ケアシステムの推進に向け、本市の実情を踏まえ、次の事項に取り組みます。

## ■ 基本目標Ⅰ いきいき・すこやか

社会参加・生きがいづくりを支援し、誰もが生きがいを持ち、地域社会の中で人とつながりながら、自分らしく、いきいき・すこやかに暮らせるまちを目指します。

<b>施策1 社会参加・ 生きがい</b>	①生きがい活動情報の提供 ③生きがい活動支援デイサービス事業 ⑤高齢者を対象とした講座等の充実 ⑦成人対象学習講座の充実 ⑨介護サポーター事業 ⑪介護予防の集いの場への支援	②高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催 ④老人クラブ等への支援 ⑥高齢者のサークル活動への支援 ⑧高齢者就業相談の実施 ⑩介護予防リーダーへの活動支援 ⑫老人福祉センター機能の充実
	①高齢者の健康づくり支援 ③後期高齢者健康診査 ⑤「介護予防・フレイル予防」の推進 ⑦リハビリ職との連携	②特定健康診査 ④高齢者歯科健康診査 ⑥介護予防施策事業 ⑧高齢者インフルエンザ予防接種

## ■ 基本目標Ⅱ あんしん生活

見守りや生活支援、住環境の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できるまちを目指します。

<b>施策3 認知症の 支援</b>	①拠点型の認知症疾患医療センターとの連携 ②地域型の認知症疾患医療センターとの連携 ④徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑤認知症高齢者グループホームの運営支援 ⑦認知症サポーター事業の充実 ⑨高齢者見守りキーholダー・アイロンシール ⑪認知症初期集中支援チームとの連携	③認知症ケアのネットワークづくり ⑥認知症総合支援事業 ⑧認知症カフェの推進 ⑩認知症家族の会への支援と連携
	①安全安心なまちづくりの推進 ③訪問販売等悪質商法取引等への対応 ④救急直接通報システム ⑥住宅火災直接通報システム ⑧要配慮者（避難行動要援護者）への支援 ⑨自動通話録音機の貸し出し	②交通安全教育の推進 ⑤救急代理通報システム ⑦自主防災組織への支援 ⑩救急医療情報キット配布

<b>施策5</b> <b>生活支援</b>	①訪問理美容サービス事業 ③配食サービス事業 ⑤移送サービス事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑨図書館資料宅配貸出事業	②高齢者おむつ等助成事業 ④生活支援ショートステイ事業 ⑥車いす専用車の貸出し ⑧福祉バス運行
<b>施策6</b> <b>住まい・ 住環境 の支援</b>	①高齢者用市営住宅の運営(シルバーピア) ②高齢者家具転倒防止装置設置事業 ③自立支援住宅改修給付事業 ⑤居住支援特別給付金	④自立支援日常生活用具給付事業

## ■基本目標Ⅲ ささえる介護

介護保険サービス基盤の充実を図り、介護が必要となっても、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

<b>施策7</b> <b>介護を 支える 地域づくり</b>	①介護サービスの情報提供 ③公的扶助・年金・手当の周知 ⑤家族介護支援事業 ⑦虐待の防止 ⑨在宅医療・介護連携推進事業	②保健福祉サービスや施設案内の充実 ④地域包括支援センター事業の展開 ⑥総合相談支援・権利擁護事業 ⑧地域ケア会議の開催 ⑩介護人材の確保・定着
<b>施策8</b> <b>介護サービス 基盤の充実</b>	介護保険事業サービスの展開(介護保険事業計画)	

## 5 第8期介護保険事業計画における市の取組

### 1 地域包括ケアシステムの推進に向けた体制整備

- ① 相談体制、苦情対応体制の整備
- ② 関係団体等との連携体制の整備
- ③ 地域包括ケアシステムの推進に向けた  
それぞれの役割
- ④ 地域包括支援センターの体制の強化

### 2 高齢者の暮らしを支える体制の充実

- ① 地域づくりを通じた介護予防の推進
- ② リハビリテーションサービス提供体制の構築
- ③ 在宅生活を支える介護基盤の整備
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑥ 支え合いの地域づくり
- ⑦ 安心して住み続けられる住まいの確保
- ⑧ 福祉交通の支援
- ⑨ 権利擁護事業の推進

### 3 市民参加と利用者の保護

- ① 情報開示と市民参加による事業運営
- ② 情報提供と介護保険制度の普及啓発
- ③ 各種データ利活用の推進
- ④ 低所得者等への配慮

### 4 サービス提供体制の充実と介護給付の適正化

- ① サービス提供体制の充実
- ② 家族介護者の支援
- ③ 災害や感染症対策に係る体制整備
- ④ 介護給付適正化計
- ⑤ 介護サービス事業所に対する実地指導及び  
集団指導の推進

【標準給付費の見込み】(単位：千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
標準給付費					
総給付費					
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)					
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)					
高額医療合算介護サービス 費等給付額					
算定対象審査支払手数料					

算 定 中

【地域支援事業費の見込み】(単位：千円)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 22 年度
地域支援事業費					
介護予防・日常生活支援総合 事業費					
包括的支援事業・任意事業費					

算 定 中

【所得段階別第 1 号被保険者介護保険料の見込み】

所得段階	対象者	保険料率	保険料 年額
第1段階	生活保護被保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 $\times 0.30$ (0.50)	
第2段階	市民税世帯非課税で第1段階に該当しない方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の方	基準額 $\times 0.45$ (0.75)	
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 $\times 0.70$ (0.75)	
第4段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	基準額 $\times 0.85$	
第5段階 (基準段階)	市民税世帯課税で本人が市民税非課税で第4段階に該当しない方	基準額 $\times 1.00$	
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 $\times 1.15$	
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 125 万円未満の方	基準額 $\times 1.20$	
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	基準額 $\times 1.30$	
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 $\times 1.50$	
第 10 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の方	基準額 $\times 1.65$	
第 11 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	基準額 $\times 1.80$	
第 12 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	基準額 $\times 1.95$	
第 13 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 $\times 2.10$	
第 14 段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 $\times 2.25$	

算 定 中

※第 1 段階から第 3 段階までの（ ）内は、公費による保険料軽減前の負担割合及び保険料額